

経 済 要 録

国 内

◇証券金融会社の貸付金利改定

1. 証券金融会社3社は、公社債流通金融金利を次のとおり引下げ、4月2日より実施した。

公社債流通金融金利

(単位・年%)

	変 更 後	変 更 前
国 債 担 保	6.50	6.75
その他公社債担保	6.75	7.00

2. 証券金融会社3社は、公社債流通金融金利を次のとおり引下げ、4月20日より実施した。

公社債流通金融金利

(単位・年%)

	変 更 後	変 更 前
国 債 担 保	6.25	6.50
その他公社債担保	6.50	6.75

◇住宅ローン金利引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行および長期信用銀行等は、住宅ローン金利を次のとおり引下げ、5月9日以降新規貸付分から実施した(4月15日発表)。

住 宅 ロ ー ン 金 利

(単位・年%)

	変 更 後	変 更 前
都 銀 ・ 地 銀 等	8.22	8.34
長 信 ・ 信 託	8.28	8.40

◇変動金利制住宅ローンについて

都市銀行等は4月25日、変動金利制の新型住宅ローンの取扱いを開始することを発表した。同ローンの概要は以下のとおり。

◦貸出金額……30万円～3,000万円

- 貸出期間……最長30年(物件の構造により25年)
- 貸出金利……長期プライムレートを基準にした変動金利。毎年10月1日の長期プライムレートを基準として利率を見直し、翌年1月返済分から新しい利率を適用。
- 返済方法……5年間一定額の元利均等返済。5年毎に直近5年間の金利変動に伴う返済過不足を調整して次期5年間の返済額を確定。

利率上昇に伴う返済額の増加額は前期返済額の25%以内(利率低下の場合は、原則そのまま減額)。最終期限に返済がしわ寄せされても残債は原則期限内に返済(ただし、貸出期間の延長等の便宜も可)。

- 親子承継……当初契約により親子2世代(同居あるいは将来同居予定の親と既に成人した子供)の債務承継も可。その場合、一本のローン契約につき親子相互が連帯債務を負担。

◇貸金業規制法および改正出資法について

「貸金業の規制等に関する法律(貸金業規制法)」および「出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(改正出資法)」は4月20日参議院の議決を経たのち、4月28日衆議院において可決成立した。その骨子は以下のとおり。

1. 規制対象……貸金業者一般
2. 開業規制……登録制(3年で更新)
3. 金利規制……出資法上限金利を段階的に引下げる
 - 73% ……施行後3年間
 - 54.75% ……その後、別に法律で定める日まで
 - 40.004% ……別に法律で定める日の翌日から
4. 業務規制……次のような事項を規定
 - (1) 過剰貸付けの禁止
 - (2) 契約書の作成交付、受取証の交付を義務付け
 - (3) 誇大広告・白紙委任状の取得禁止
 - (4) 威迫・私生活の平穩を害する言動を禁止